

全員協議会資料

(令和5年2月10日)

(協議案件)

- ③ 厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例
の制定について

まちづくり推進課復興推進グループ

厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

1 趣 旨

歴史的建築物は、国宝や重要文化財等の一部を除いて、建築基準法制定（昭和25年）以前に建てられたものであっても増改築や改修等に当たって、同法への適合が必要となる。しかし、実際は歴史的価値を損なわずに改修して活用することが困難な場合が多く、その結果、手が掛けられないまま空き家化や解体が懸念される。

このため、防火避難等の安全性などについて一定の代替措置が講じられた歴史的建築物を建築基準法適用除外とする同法第3条第1項第3号に基づく条例を制定し、歴史的建築物の価値を維持しつつ、その保存及び活用を促進することで将来の世代に良好な状態の歴史的遺構を継承していくことを趣旨とする。

（参考）建築基準法 第3条第1項第3号 条文抜粋

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

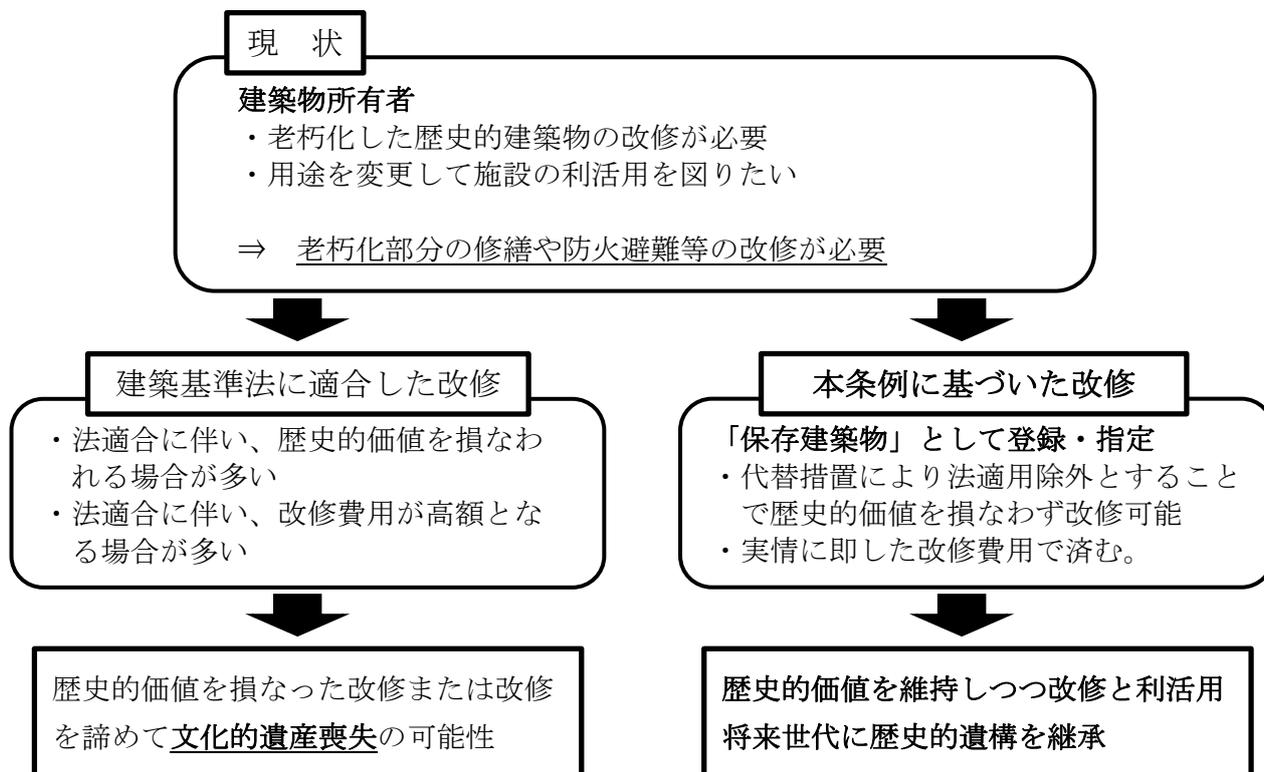
2 目 的

当町における歴史的建築物の多くは開拓期である明治中期から昭和初期の頃に建設された古民家や寺社仏閣で、平成30年北海道胆振東部地震の際に解体された古民家も多く、また殆どが市街化調整区域に存することから用途を変更しての利活用が困難な状況である。

また、趣旨で述べたとおり現行の建築基準法に適合させる段階で内外装等の著しい改修などにより歴史的価値を損なってしまう場合や高額な改修費用を要することが利活用への妨げとなっており、更には所有者の努力によって維持管理されている古民家においても将来的に維持が困難になった場合、解体されるなど当町の歴史的・文化的遺産が喪失されてしまうことが懸念される。

本条例は、このような歴史的・文化的遺産の喪失を防ぎ、歴史的建築物の保存及び利活用の促進に資することを目的とする。

(条例適用のイメージ)



3 本条例の対象となる歴史的建築物

- ・ 文化庁が定める登録有形文化財（建造物）の登録基準に適合する建築物
- ・ 厚真町文化財保護条例（昭和48年3月14日 条例第25号）第2条第1項第1号に適合する建築物
- ・ 厚真町古民家再生推進委員会「厚真町の古民家再生に関する提言書（平成24年2月）」2. 古民家保存・再生の必要性の2）古民家の定義に該当する古民家

4 本条例により「保存建築物」の登録及び指定に係る諮問機関

- ・ 保存建築物の登録について
厚真町教育委員会、北海道建築審査会
- ・ 保存建築物の登録について
北海道知事（特定行政庁）、北海道建築審査会

5 本条例の制定及び施行の時期

- ・ 条例制定 令和5年3月を予定
- ・ 条例施行 令和5年4月1日を予定

(参考) 全国の歴史的建築物の保存と活用に関する条例の制定状況

行政庁名	特定行政庁	条例	公布	施行
1 京都府 京都市	特定	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H24. 3. 20	H24. 4. 1
2 福岡県 福岡市	特定	福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H27. 3. 19	H27. 4. 1
3 埼玉県 川越市	特定	川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H28. 3. 18	H28. 10. 1
4 神奈川県 鎌倉市	特定	鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H28. 10. 24	H28. 10. 24
5 兵庫県 豊岡市	—	豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H29. 3. 29	H29. 4. 1
6 群馬県 富岡市	限特	富岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H29. 3. 30	H29. 4. 1
7 岡山県 津山市	特定	津山市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H29. 6. 27	H29. 10. 1
8 福島県 喜多方市	—	喜多方市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H31. 3. 22	H31. 4. 1
9 石川県 金沢市	特定	金沢市歴史的建築物の現状変更の規則及び保存のための措置に関する条例	H31. 3. 25	R1. 10. 1
10 千葉県 佐倉市	特定	佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	H31. 3. 25	H31. 4. 1
11 大阪府 羽曳野市	特定	羽曳野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R1. 6. 28	R1. 7. 1
12 奈良県 奈良市	特定	奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例	R1. 10. 10	R2. 4. 1
13 兵庫県 姫路市	特定	姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R1. 12. 24	R2. 4. 1
14 熊本県 熊本市	特定	熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R2. 6. 24	R2. 6. 24
15 神奈川県 大磯町	—	大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R2. 10. 5	R2. 12. 1
16 岡山県 勝央町	—	勝央町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R2. 12. 8	R2. 12. 8
17 新潟県 長岡市	特定	長岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R2. 12. 14	R3. 2. 1
18 富山県 高岡市	特定	高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R3. 3. 24	R3. 4. 1
19 神奈川県 小田原市	特定	小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R3. 3. 31	R3. 4. 1
20 大阪府 泉佐野市	—	泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R3. 9. 30	R3. 10. 1